

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (3-1)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>◎ 市民福祉部</p> <p>● 市民環境課</p> <p>○ 交通市民生活担当</p> <p>1. 契約事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 歯舞会館の自動ドア保守点検業務、浄化槽保守点検業務、自家用電気工作物保安管理業務において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の添付がなくどのように予定価格を設定したのか不明であるので適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 財産について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 電気通信線路設置敷地及び配電線路電柱敷地の行政財産目的外使用許可において、使用料を道路占用料徴収条例により算定したとのことであるが、占用料を平成27年4月1日の減額改正前の金額で算定していることから、使用料が過誤納となっているので精査のうえ適正に事務処理されたい。 なお、平成28年度の使用許可時点においては、平成27年度以前の使用料について、過誤納があることに気が付いており、速やかに対処すべき事案であるので、適正な事務の遂行に努められたい。</p> <p>○ 環境衛生担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p>【指摘事項】</p> <p>(1) 収納金の取り扱いにおいて、火葬場使用料の領収金を2週間以上経過した後、指定金融機関派出所に払い込まれているものがあるが、公金の取り扱いには細心の注意を払うとともに、会計規則第33条の規定に基づき適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 本業務の予定価格の設定において、算定根拠となる参考見積書等の添付を失念していたものであります。</p> <p>(1) 使用料の金額は、最新の道路占用料徴収条例の規定によるべきところを、前年度の金額で算定していたものであります。</p> <p>(1) 時間内に指定金融機関に引き継ぎが出来なかったため、市民環境課の金庫にて一時保管し、払い込みを失念していたものであります。</p>	<p>今後、予定価格の設定については、設計図書を作成し、適正に事務処理いたします。</p> <p>過納に係る還付手続は終了いたしました。 今後、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (3-2)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>2. 契約事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 警備業務委託 (じん芥焼却場・ごみ埋立処理場)、及び自家用電気工作物保安管理業務委託 (じん芥焼却場・ごみ埋立処理場・蒼香苑) において、予定価格の算定根拠となる設計図書等の書類の添付がなく、どのように予定価格を設定したのか不明であるので、適正に事務処理されたい。</p> <p>(2) ばい煙濃度測定等分析業務委託において、設計図書で積算した金額 (税抜) は千円未満を切捨てとしているが、一方で予定価格書の入札書比較価格は一万円未満を切捨てしており整合性がないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>(3) 最低制限価格を設定し入札を行った燃焼ガス冷却設備等整備工事、バグフィルターダンパー取替工事、及び炉内耐火物等整備工事において、積算した最低制限基準価格が予定価格の10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9を乗じて千円未満を切り捨てて得た額としなければならないが千円未満を切り捨てせずに最低制限価格を設定しており、不適切な事務処理であるので、細心の注意を払い入札執行されたい。</p> <p>(4) 炉内耐火物等整備工事の変更契約において、追加変更後の設計図書に記載されている当初工事価格の記載誤りにより、変更契約が過小な金額で契約されているので、適正に事務処理されたい。</p>	<p>(1) 前年度までの長期継続契約金額を予定価格の算出根拠としたものであります。</p> <p>(2) 設計図書の積算誤りに気付かず、予定価格書を作成したものであります。</p> <p>(3) 積算誤りにより、千円未満を切捨てせずに最低制限価格を設定したものであります。</p> <p>(4) 契約変更における設計図書作成にあたり、当初工事価格の記載誤りに気付かず作成したものであります。</p>	<p>今後、設計図書を作成し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p> <p>今後、課内での確認を徹底し、適正に事務処理いたします。</p>
<p>● 介護福祉課</p> <p>○ 高齢者福祉担当</p> <p>1. 収入事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 後期高齢者医療保険料の平成25年度分の不納欠損において、高齢者の医療の確保に関する法律第160条の規定に基づき、2年経過による消滅時効として処分しているが、時効については期別ごとの管理を要し、一部納付があった期は、時効の中断により納付日の翌日が時効の起算日となるため、時効消滅の</p>	<p>(1) 一部納入による時効の中断についての確認を失念したため。</p>	<p>時効の中断となる要件の有無について確認を徹底し、今後、適切に事務処理いたします。</p>

## 監 査 指 摘 事 項 措 置 状 況 調

定期監査報告 第4号 (3-3)

監 査 指 摘 事 項	原因の把握 (誤りとなった原因について記載すること)	措置状況 (事務処理の改善を含め記載すること)
<p>要件を満たしていないものが6件46,500円あるので精査のうえ適正に事務処理されたい。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>(1) 滞納整理票について、特記事項には滞納者の収入や財産の状況など基本的な情報の記載、督促記録には納付金額に加え、年度・期別の記載及び、個々の現況に応じた適切な指示・指導などを記載し、情報を共有され、より有効な活用を図られたい。</p> <p>○ 地域包括支援担当</p> <p>1. 支出事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) 新聞購読料(1~3月分)の支出負担行為兼命令票において、通信運搬費から支出としているが、他の期間の新聞購読料と同じく消耗品費から支出すべきで支出科目に誤りがあるので適正に事務処理されたい。</p> <p>2. 契約事務について</p> <p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(1) おたっしや教室事業において、利用者の利用できる回数は、委託契約書第4条及びおたっしや教室事業実施要綱で、1人週1回までと定められているが、平成28年1月分の利用において、週2回利用しているものが3件見受けられ、その分の委託料を支出しているため、受託者への指導を行うとともに、実績報告書の内容を十分確認され、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p> <p>(1) 起票者が支出科目を誤認して起票したため。</p> <p>(1) 実施要綱で定められた利用回数について、受託者側で誤認していたことによるほか、実績報告書の内容について確認を失念していたため。</p>	<p>滞納者の基本的な情報や指示・指導の状況、納付状況などを記録し、より適切で有効な活用となるよう処理いたします。</p> <p>支出科目の確認を徹底し、今後、適切に事務処理いたします。</p> <p>実施要綱の内容について、改めて受託者へ説明し、今後は契約内容に基づく執行を徹底いたします。 また、実績報告書の内容について確認を徹底し、今後、適正に事務処理いたします。</p>